

山武市入札公告

公有財産売却に係る入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による一般競争入札を実施するので、
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

令和8年1月14日

山武市長 松下浩明 印

1 入札に付する物件

区分番号	物件名称	概要	予定価格 (最低落札価格)	入札保証金
R7-バス 1	平成15年式 ニッサン シビリアン	型式：KK-BVW41 初年度登録：平成15年6月 車体の形状：キャブオーバ 総排気量：4.16リットル	600,000円	60,000円
R7-バス 2	平成15年式 ニッサン シビリアン	型式：KK-BVW41 初年度登録：平成15年6月 車体の形状：キャブオーバ 総排気量：4.16リットル	600,000円	60,000円
R7-バス 3	平成15年式 ニッサン シビリアン	型式：KK-BVW41 初年度登録：平成15年6月 車体の形状：キャブオーバ 総排気量：4.16リットル	600,000円	60,000円
R7-バス 4	平成15年式 ニッサン シビリアン	型式：KK-BVW41 初年度登録：平成15年6月 車体の形状：キャブオーバ 総排気量：4.16リットル	600,000円	60,000円

2 入札に参加する者の条件

次のいずれかに該当する者は、公有財産売却へ参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号または第2項各号に該当すると認められる者
- (2) 日本語を完全に理解できない者。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除く。
- (3) 山武市が定める山武市インターネット公有財産売却 ガイドラインおよびKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (4) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- (5) 日本国に住所、連絡先がない者（参加条件として、日本国内の住所および連絡先のいずれも必要とする。）
- (6) 申込みの時点で18歳未満の者

- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律等（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体および該当団体の役員もしくは構成員となっている者
- (8) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む）を滞納している者

3 入札方法

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）を利用して一般競争入札を行う。
- (2) 入札に関する手続きについては、売却システムにおける山武市公有財産売却ページにおいて公開する。

4 入札参加申込みの方法

入札参加希望者は、仮申込み手続きを完了した後、令和 8 年 2 月 3 日（火）午後 2 時までに所定の申込書等を提出すること。

(1) 持参する場合

受付場所 山武市役所 財政課 管財係（市役所新館 2 階）

受付時間 午前 8 時 45 分から午後 5 時まで（土・日・祝日を除く。）

(2) 郵送する場合

宛 先 〒289-1392 千葉県山武市殿台 296 番地

山武市 財政課 管財係

受付期間 令和 8 年 2 月 3 日（火）消印有効

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、山武市が定めた入札保証金を指定された納付方法で納付する。なお入札保証金納入に要する経費（振込手数料等）は入札に参加しようとする者の負担とする。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に全額充当する。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。
- (4) 落札者が、山武市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は山武市に帰属する。

6 物件の下見会

- (1) 日 時 令和 8 年 1 月 23 日（金）午前 10 時から正午まで
午後 2 時から午後 4 時まで

令和8年1月26日（月）午前10時から正午まで
午後2時から午後4時まで

- (2) 場 所 千葉県山武市白幡1883番地1
- (3) 申込方法 令和8年1月21日（水）午後3時までに電話にて事前に申し込みを行う。
- (4) 下見会で入札物件を確認しなくとも入札には参加できます。ただし、その場合は入札物件に関するすべての事項を了承されたものとみなします。

7 入札期間及び場所

- (1) 入札期間 令和8年2月17日（火）午後1時から
令和8年2月24日（火）午後1時まで
- (2) 場 所 売却システム上

8 入札の方法

売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。

9 開札及び落札者の決定

- (1) 令和8年2月24日（火）午後1時以降に売却システム上で開札する。
- (2) 予定価格以上で、かつ、最高価格で入札した者を落札者とする。
- (3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書（山武市インターネット公有財産売却 ガイドライン）に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

11 契約の締結

- (1) 落札者は令和8年3月5日（木）午後5時までに、契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その売却の決定を取り消す。

12 契約保証金

- (1) 落札者は、契約の締結に際して、契約保証金を納付する。契約保証金は、入札保証金と同額とする。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に全額充当する。

13 売払代金の納付

- (1) 落札者は、令和8年3月10日（火）午後2時30分までに、山武市が指定する方法により売払代金を納付しなければならない。
- (2) 納付期限までに売払代金が納付されない場合は、その契約を無効とし、契約保証金は山武市に帰属する。

14 売払物件の引渡し

- (1) 売払物件は、売払代金の納付が完了した後に、現状のまま引渡すものとする。
- (2) 売払物件（車両）の引渡しは下見会場から現状のまま直接引渡しとなるため運搬等に要する費用は、落札者の負担とする。
- (3) 引渡し後に発生した不具合、故障及び発見された傷等については、山武市は一切の責任を負わないものとする。

15 所有権の移転及び名義変更

- (1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。
- (2) 売払物件の代金完納後に引渡しに要する費用、車検及び所有権移転に要する諸費用及び公租公課は、落札者の負担とする。
- (3) 落札された自動車は、一時抹消登録車なので、引渡し後に落札者において車検及び登録手続きを行うこと。
- (4) 一時抹消登録車のため、公道を走行する場合は仮ナンバーが必要となるが、落札者において自賠責保険に加入し仮ナンバーを用意すること。
- (5) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とし、登録手続等をしないまま保管しないこと。
- (6) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

16 問合せ先

〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地

山武市 財政課 管財係

電話番号 0475-80-1507